

景観形成基準【まちなかエリア】(1)

行為の区分	配慮する事項	まちなかエリア
1. 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	(1)配置	<p>ア 周囲と壁面線を合わせながら、できるだけ前面道路(建築物等の敷地に接する道路)から後退させて、連続した沿道の空間を形成するよう努めること。</p> <p>イ 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努めること。</p> <p>ウ 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、これらを活かせる配置とすること。</p> <p>エ 北信五岳などの山並みの眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p> <p>オ 野立ての太陽光発電施設は、特に支障のある場合を除いて、前面道路との境界線から5m以上後退するよう努めること。</p>
	(2)規模	<p>ア 周囲の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合いのとれた高さとする。</p> <p>イ 高さは、まち並みの連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努めること。</p>
	(3)形態・意匠	<p>ア 周囲の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>イ 背景のスカイライン及び周囲の建築物等の形態との調和に努めること。</p> <p>ウ 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。</p> <p>エ 壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影など壁面の処理に配慮すること。</p> <p>オ 周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、又はその様式の要素を取り入れた意匠とするよう努めること。</p> <p>カ 周囲の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。</p> <p>キ 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</p> <p>ク 屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えにくいよう配慮すること。</p> <p>ケ 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</p>
	(4)材料	<p>ア 耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。</p> <p>イ 反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。</p>
	(5)色彩等	<p>ア けばけばしい色彩とせず、周囲の景観と調和した色調とすること。</p> <p>イ 多色使い、強調色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>ウ 建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。</p> <p>エ 光源で動きのあるものは、周囲の景観との調和に留意すること。</p> <p>オ 野立ての太陽光発電施設のパネルは、黒、濃紺又は低彩度かつ低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。</p>
	(6)敷地の緑化	<p>ア 表通りなど、道路に面する側は、できるだけ緑化し、まち並みの統一感や緑の連続性の創出に努めること。</p> <p>イ 敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。</p> <p>ウ 建築物等の周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。</p> <p>エ 野立ての太陽光発電施設、駐車場、自転車置場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。</p> <p>オ 緑化に使用する樹種は、周囲の樹林など、周囲の景観と調和するものとする。</p> <p>カ 河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p>

景観形成基準【まちなかエリア】(2)

行為の区分	配慮する事項	まちなかエリア
2. 土地の形質の変更	変更後の土地の形状、修景、緑化等	<p>ア 大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</p> <p>イ 擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化などにより周囲の景観との調和を図ること。</p> <p>ウ 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺などは極力保全し、活用するように努めること。</p>
3. 土石の採取及び鉱物の掘採	採取等の方法、採取等後の緑化等	<p>ア 外部から目立ちにくいよう、採取及び掘採の位置、方法を工夫し、周囲の緑化などに努めること。</p> <p>イ 採取及び掘採後は自然植生と調和した緑化などにより修景すること。</p>
4. 屋外における物件の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮へい方法	<p>ア 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>イ 道路などから見えにくいよう遮へいし、その際、植栽や木塀の設置などにより周囲の景観との調和に努めること。</p>
5. 屋外における広告物の表示又は掲出※ ※公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠(特定外観意匠)に関する付加基準	(1) 配置	<p>ア 道路などからできるだけ後退させるように努めること。</p> <p>イ 河川などの水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</p>
	(2) 規模、形態・意匠	<p>ア 周囲の景観に調和する形態・意匠とし、集合化するなど、必要最小限の規模とすること。</p> <p>イ 周囲の建築物の屋根の高さを超えないように努めること。</p> <p>ウ 広告物や支柱が汚損又は老朽化した場合は、速やかに修繕又は除去すること。</p>
	(3) 材料	<p>ア 周囲の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離などの生じにくいものとする。</p> <p>イ 反射光のある素材は、極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をすること。</p>
	(4) 色彩等	<p>ア けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色、赤色及び黄色系は自然との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。</p> <p>イ 使用する色数を少なくするように努めること。</p> <p>ウ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。</p> <p>エ 汚損した広告物や支柱が老朽化した広告物は設置しないこと。表示又は掲出の目的を満たさない状態で、特に意図なく放置しないこと。</p>